# 建設業者監督処分簿

### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社森元設備		代表者	氏名	森元	孝誠
主たる営業所の所在地	岡山市中区江並40-17					
許可番号	岡山県知事	許可を受けてい	()	管		
	般-7 第23736号	る建設業の種類	領			

#### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年11月17日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに 周知徹底すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育に係る計画を 作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行い、違反行為が再び繰り 返されることがないよう万全の社内体制の整備に努めること。
- (3) 上記(1) 及び(2) について、同社が講じた内容を文書により報告すること (研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、同社において上 記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。)。

## 処分の原因となった事実 建設業法第11条第2項違反

(株)森元設備は、過去にも直近5事業年度の建設業法第11条第2項に規定する書類を毎事業年度経過後4月以内に届出せず岡山県から指導を受けているにも関わらず、再度、大幅に届出期限を超過して届出しており、改善が見られない。

このことは、建設業法第11条第2項に違反するため、同法第28条第1項に基づき 指示処分とする。

その他参考となる事項	